

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成21年9月29日(火曜日)

号外第54号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	建築物温暖化対策指針(環境計画課)	11
○告示		建築物環境性能表示基準(環境計画課)	12
温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定(環境計画課)	1	特定開発事業温暖化対策指針(環境計画課)	16
事業活動温暖化対策指針(環境計画課)	1		

告示

神奈川県告示第549号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号)第1条第2項の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を次のとおり指定し、平成21年10月1日から施行する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松沢成文

- 1 給湯器であって次に掲げるもの
 - (1) ヒートポンプ給湯器
 - (2) 潜熱回収型給湯器
 - (3) ガスエンジン給湯器
- 2 ヒートポンプ技術を用いた高効率の空気調和設備
- 3 発光ダイオードを用いた省エネルギー器具
- 4 自動車であって次に掲げるもの
 - (1) 電気自動車
 - (2) ハイブリッド自動車
 - (3) 水素自動車
 - (4) 燃料電池自動車
 - (5) 天然ガス自動車
 - (6) ディーゼル代替LPガス自動車
- 5 コージェネレーションシステム(ガスエンジン給湯器及び燃料電池以外のものであって、エネルギー消費効率の高いものに限る。)
- 6 燃料電池(燃料電池自動車に搭載されるものを除く。)

神奈川県告示第550号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第10条第1項の規定により、事業活動温暖化対策指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松沢成文

事業活動温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するために定めるものであり、特定大規模事業者を除くすべての事業者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組む際に参考とするものとする。

また、特定大規模事業者は、条例第11条第2項の規定により、事業活動温暖化対策計画書(以下「計画書」という。)の作成に当たって、同条第1項第3号から第6号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

さらに、知事は、条例第17条第2項の規定により、特定大規模事業者が提出した計画書の内容が、この指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号。以下「規則」という。)で定めるところにより、その計画書の内容の改善を求めることができるとしているので、特定大規模事業者は、計画書の作成に当たって十分に留意するものとする。

2 用語の意義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び規則で使用する用語の例による。

3 原油換算エネルギー使用量の算定等

規則第2条に規定する特定大規模事業者の範囲を明確にするため、原油換算エネルギー使用量の算定の方法などについて定める。

(1) 原油換算エネルギー使用量の算定

規則第2条第1号に規定する「知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量」は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条に準じて、別表第1の「エネルギーの種類ごとの単位発熱量(以下「発熱量一覧表」という。))を使用して次の手順で算定するものとする。

ア 使用したエネルギーの量

工場等のエネルギー使用量と自動車のエネルギー使用量は、それぞれ別に把握するものとする。

把握した石油、ガス、石炭、電気等のエネルギーの種類ごとの使用量は、発熱量一覧表を使用して、次の数式によ

り発熱量 (GJ: ギガジュール) に換算して合算するものとする。

なお、事業者が実測等に基づき発熱量一覧表に掲げる単位発熱量以外の単位発熱量を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。

使用したエネルギーの量 (GJ) =

$$(A1 \times a1) + (A2 \times a2) + \dots$$

A1、A2、…: 発熱量一覧表に掲げるエネルギーの種類ごとの使用量
(使用量の単位は、エネルギーの種類ごとに発熱量一覧表に掲げる単位を使用する。)

a1、a2、…: 発熱量一覧表に掲げるエネルギーの種類ごとの単位発熱量

イ 原油換算エネルギー使用量

原油換算エネルギー使用量は、3(1)アに基づいて把握した「使用したエネルギーの量」を次の数式により換算するものとする。

原油換算エネルギー使用量 (kl) =

$$\text{使用したエネルギーの量 (GJ)} \times 0.0258$$

(2) 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物

建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物 (以下「テナントビル」という。) については、テナントビル全体を一つの工場等とみなして、テナントビルの所有者が当該テナントビル全体のエネルギー使用量を把握するものとする。

ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナントが設置更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引いたものとする。

(3) 連鎖化事業に関する約款の定め

連鎖化事業に関する約款について、規則第2条第2号に規定する「知事が別に定めるものに係る定めがあるもの」とは、次の二つの内容をいずれも定めている場合とする。

ア 連鎖化事業者が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用状況を加盟者に報告させることができる定め

イ 連鎖化事業者が、加盟者の設置している工場等に関して、次の(㉑)から(㉔)までのいずれかを指定している定め

- (㉑) 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- (㉒) 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- (㉓) 照明器具の機種、性能又は使用方法
- (㉔) 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

なお、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範、マニュアル等にア及びイの定めが記載され、それを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款にア及びイの定めがあるものとみなす。

4 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 計画書の対象とする工場等の範囲

計画書の対象とする工場等は、特定大規模事業者が県内に

設置しているすべての工場等とする。

ただし、条例第57条第2項に基づき、適用除外された市町村の区域及びそれ以外の区域にそれぞれ工場等を設置している特定大規模事業者において、適用除外された市町村の区域以外の区域に設置している工場等の原油換算エネルギー使用量が15kl未満のものに限られる場合は、計画書の作成を要しないこととする。

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量 (条例第11条第1項第2号)

規則第3条第3項に規定する「知事が別に定めるところにより算定したもの」は、次により算定したエネルギー起源二酸化炭素の排出量 (以下「排出量」という。) とする。

ア 排出量の算定

工場等の排出量と対象自動車の排出量は、それぞれ別に算定するものとする。

排出量は、燃料の使用、他人から供給された電気の使用及び他人から供給された熱の使用に伴って発生する排出量の合計の量とし、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) 第3条に準じて、発熱量一覧表及び別表第2の「エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数」 (以下「排出係数一覧表」という。) を使用して、次の数式により算定するものとする。ただし、他人への電気又は熱の供給に係るものは、除くものとする。

なお、事業者が実測等に基づき排出係数一覧表に掲げる排出係数以外の排出係数を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。

(㉑) 燃料の場合

排出量 (トンCO₂) =

$$\{(A1 \times a1 \times \alpha 1) + (A2 \times a2 \times \alpha 2) + \dots\} \times \frac{44}{12}$$

(㉒) 他人から供給された電気又は熱の場合

排出量 (トンCO₂) =

$$(A1 \times \alpha 1) + (A2 \times \alpha 2) + \dots$$

A1、A2、…: 発熱量一覧表に掲げるエネルギーの種類ごとの使用量

(使用量の単位は、エネルギーの種類ごとに発熱量一覧表に掲げる単位を使用する。)

a1、a2、…: 発熱量一覧表に掲げるエネルギーの種類ごとの単位発熱量

$\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ 、…: 排出係数一覧表に掲げるエネルギーの種類ごとの排出係数

イ 基準排出量の算定の根拠を明らかにする書類

規則第3条第8項第1号に規定する「基準排出量の算定の根拠を明らかにする書類 (規則第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの基準排出量に係るものを含む。)」は、別紙に示す「エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表の例」により作成するものとする。

ただし、これに準ずる様式で、事業者が別に作成した排

出量の算定を確認できる書類がある場合は、当該書類を添付することとして差し支えないものとする。

(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針(条例第11条第1項第3号)

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針は、主に次の項目に関する検討を行うものとする。

ア 県内における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減に向けた基本的な考え方

イ 温室効果ガスを効果的に削減していくための取組についての基本的な考え方

なお、県外にも工場等を有する特定大規模事業者が、全体の工場等を通じて基本的な方針の下に地球温暖化対策を推進している場合には、その方針を記載できることとする。

(4) 温室効果ガスの排出の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容(条例第11条第1項第4号)

温室効果ガスの排出の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容は、主に次の項目に関する検討を行うものとする。

ア 温室効果ガスの排出の削減の目標

特定大規模事業者は、基準年度における工場等又は対象自動車からの排出量、過去に取り組んできたエネルギー起源二酸化炭素削減対策の実績、今後の事業活動の見通し、新たなエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策を講じた場合の効果などを総合的に勘案し、計画期間の最終年度における排出量を、削減目標として設定する。

また、削減目標は、県内における事業活動に伴う排出量について設定するが、県外にも工場等を有する特定大規模事業者が、すべての工場等を通じて削減目標等を設定している場合、業界や業種ごとに自主的な削減目標を設定している場合などは、それらを考慮して削減目標を設定できることとする。

なお、県外にも工場等を有する特定大規模事業者は、計画書の内容を理解するために必要と認められる場合は、すべての工場等を通じた削減目標等を記載するものとする。

イ 排出量原単位

規則第3条第4項に規定する排出量原単位については、特定大規模事業者の事業活動が複数の業種にわたるなど、業態により単一の排出量原単位を設定できない場合には、主たる業種の事業活動に関する排出量原単位を削減目標として設定するものとする。

ウ 温室効果ガスの排出の削減の目標を達成するための措置の内容

特定大規模事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。

(7) 工場等における削減対策

規則第2条第1号又は第2号に該当する特定大規模事業者は、事業活動に伴い工場等から排出するエネルギー起源二酸化炭素を削減するため、別表第3の「工場等対策」に沿って、業務部門又は産業部門ごとに具体的な排

出削減対策を検討するものとする。

なお、「工場等対策」は、エネルギー消費設備・機器の運用改善に関する「運用対策」と、設備・機器の導入や省エネ改修等に関する「設備導入等対策」に区分する。

a 運用対策

運用対策は、エネルギー消費設備・機器の日常的な管理・運用方法の改善により、エネルギー損失の防止又は低減等を図るものであり、特定大規模事業者が基本的な削減対策として積極的に取り組むものとする。

b 設備導入等対策

設備導入等対策は、設備・機器等の導入によりエネルギー損失の防止、低減等を図るものであり、設備投資を要することから設備の更新時期や経営状況を踏まえながら検討することになるが、エネルギー使用量の多い設備・機器を中心に、技術的かつ経済的に可能な範囲で十分に検討し、積極的に取り組むよう努めるものとする。

なお、別表第3の「工場等対策」に掲げる対策のほか、工場等の特性に基づく独自の対策、新エネルギーの導入や新たに開発された技術の導入等の先進的な対策などについても、その導入可能性等について技術的かつ経済的に可能な範囲で十分に検討し、積極的に取り組むよう努めるものとする。

(4) 対象自動車における削減対策

規則第2条第3号に該当する特定大規模事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出するエネルギー起源二酸化炭素を削減するため、別表第4の「自動車対策」に沿って、対象自動車の使用状況に応じた具体的な排出削減対策を検討するものとする。

なお、「自動車対策」も「工場等対策」と同様に、「運用対策」と「設備導入等対策」に区分する。

a 運用対策

運用対策は、対象自動車の日常的な管理・運用方法の改善により、エネルギー損失の防止、低減等を図るものであり、特定大規模事業者が基本的な削減対策として積極的に取り組むものとする。

b 設備導入等対策

設備導入等対策は、温室効果ガスの排出がより少ない自動車等の導入等により、エネルギー損失の防止又は低減等を図るものであり、買い換え等の投資を要することから対象自動車の更新時期や経営状況を踏まえながら検討することになるが、燃料使用量の多い自動車を中心に、技術的かつ経済的に可能な範囲で十分に検討し、積極的に取り組むよう努めるものとする。

(5) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献(条例第11条第1項第5号)

地域の地球温暖化対策の推進への貢献は、主に次の項目に関する県内における取組を検討するものとする。

ア 中小規模事業者等への省エネルギー技術の普及・移転

イ 環境教育の実施

ウ 森林の保全・緑化の推進

エ その他の取組

(6) 計画期間(規則第3条第7項第5号)

計画期間は、特定大規模事業者が自社の経営計画の期間等を踏まえて、原則として3年間、4年間又は5年間のいずれかの期間で検討して設定するものとする。

ただし、特定大規模事業者が別に定めた地球温暖化対策に関する計画を現に実施しており、その計画期間が3年未満で終了するなど、計画期間を3年間、4年間又は5年間のいずれかの期間で設定することが合理的ではないと判断される場合は、経過措置として1年間又は2年間の期間の設定ができることとする。

(7) 温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組に係る事項(規則第3条第7項第7号)

温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組に係る事項は、温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発や、県内での直接的な温室効果ガスの排出抑制には結びつかない排出権の購入などの地域や国家を越えた取組など、幅広い視点から地球温暖化対策に関する取組を検討するものとする。

(8) 県内のエネルギー管理指定工場等に関するエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための対策の区分及び内容(規則第3条第7項第8号カ)

県内のエネルギー管理指定工場等に関するエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための対策の区分及び内容は、エネルギー管理指定工場等ごとに、4(4)ウを準用して検討するものとする。

なお、規則第3条第8項第2号に規定する「エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類(県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。)」は、エネルギー管理指定工場等ごとに別表第3の「工場等対策」に照らして使用している設備の管理状況や具体的な措置の内容を記載したものとする。

(9) 発電所等であるエネルギー管理指定工場等ごとの削減目標等

エネルギー管理指定工場等のうち電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設(以下「発電所等」という。)については、4(2)アの規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量、削減目標(当該特定大規模事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位)及び当該目標を達成するための削減対策を併せて記載するものとする。

5 事業活動温暖化対策計画変更(廃止・休止・再開)届出書の届出(条例第11条第3項)

事業活動温暖化対策計画変更(廃止・休止・再開)届出書は、制度の趣旨から温室効果ガスの削減目標を大幅に変更することは想定していないので、削減目標を大幅に変更する場合は、当該届出書と併せて改めて計画書を提出するものとする。

6 排出状況報告書の提出(条例第14条)

排出状況報告書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 報告対象年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量及び排出量原単位(規則第4条第2項第6号)

報告対象年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量及び排出量原単位の算定は、4(2)アを準用するが、この場合、排出係数一覧表については、削減対策に取り組んだ効果を反映することができるように、基準年度に使用した排出係数一覧表を継続して使用するものとする。

排出量原単位の値については、報告対象年度の排出量原単位の指標値を使用して算定するものとする。

なお、発電所等であるエネルギー管理指定工場等については、4(2)アの規定に基づく算定の値と併せて、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量及び排出量原単位の値を記載するものとする。

(2) 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明(規則第4条第2項第7号)

報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明は、削減目標に照らして達成見込みなどを検討するものとする。

また、排出量原単位による削減目標を設定した場合は、報告対象年度の排出量原単位の値について、削減目標に照らして達成見込みなどを併せて検討するものとする。

7 結果報告書の提出(条例第15条)

結果報告書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明(規則第5条第3項第7号)

計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明は、排出状況報告書により報告した計画期間中の各年度の排出量又は排出量原単位の推移について、削減目標に照らして総合的な評価を検討するものとする。特に、削減目標を達成できなかった場合には、期待した対策の効果が表れなかった原因等を分析して明らかにするとともに、次期の計画書の作成に際して、対策に関する検討に活かすよう努めるものとする。

(2) 県内のエネルギー管理指定工場等に関するエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための対策の実施状況(規則第5条第3項第9号)

県内のエネルギー管理指定工場等に関するエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための対策の実施状況は、4(8)に基づき計画書に記載した対策の区分ごとの対策の実施状況を点検し、その結果を記載するものとする。また、対策を実施しなかった場合には、その理由を記載することとする。

8 指導、助言及び改善の求め(条例第17条)

知事が条例第17条第2項の規定により、計画書の内容の改善を求める場合の「著しく不十分であると認めるとき」の判断基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 3(1)及び4(2)の規定に基づき、原油換算エネルギー使用量

の算定、対象自動車の使用台数及び排出量の算定が、この指針に基づいて適切に把握及び算定されていないと認める場合
 (2) 4(8)の規定に基づき、特定大規模事業者が基本的な削減対策として取り組むものとしている「運用対策」が、合理的な理由がないにもかかわらず実施されないと認める場合

9 中小規模事業者等が作成する計画書に関する事項

中小規模事業者等が条例第11条第4項の規定に基づき、規則第3条第10項において定める計画書(中小規模事業者等用)を作成して提出する場合は、この指針(4(5)、4(7)、4(8)、4(9)、7(2)及び8を除く。)を準用するものとする。この場合において、「特定大規模事業者」とあるのは「中小規模事業者等」と、「基準年度」とあるのは「計画の前年度」と、「基準排出量」とあるのは「計画の前年度における排出量」と読み替えるものとする。

別表第1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量

エネルギーの種類		単位	単位発熱量	単位発熱量の単位	
燃料	原油(コンデンセートを除く。)	kl	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NG L)	kl	35.3	GJ/kl	
	揮発油(ガソリン)	kl	34.6	GJ/kl	
	ナフサ	kl	33.6	GJ/kl	
	灯油	kl	36.7	GJ/kl	
	軽油	kl	37.7	GJ/kl	
	A重油	kl	39.1	GJ/kl	
	B・C重油	kl	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト	t	40.9	GJ/t	
	石油コークス	t	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(L P G)	t	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	GJ/千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(L N G)	t	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	GJ/千m ³
	石炭	原料炭	t	29.0	GJ/t
		一般炭	t	25.7	GJ/t
		無煙炭	t	26.9	GJ/t
	石炭コークス	t	29.4	GJ/t	
	コールタール	t	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス	千m ³	21.1	GJ/千m ³	
高炉ガス	千m ³	3.41	GJ/千m ³		
転炉ガス	千m ³	8.41	GJ/千m ³		
都市ガス	千m ³	45.0	GJ/千m ³		
熱	産業用蒸気	GJ	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気	GJ	1.36	GJ/GJ	
	温水	GJ	1.36	GJ/GJ	
	冷水	GJ	1.36	GJ/GJ	
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	GJ/千kWh

備考 1 「都市ガス」の「単位発熱量」欄は、供給会社等から提示された数値が45.0GJ/千m³と異なる値の場合には、その数値を用いること。
 2 「一般電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般電気事業者から供給を受ける電気の昼夜別使用量と

する。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は、午後10時から翌日の午前8時までとする。

別表第2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数

エネルギーの種類		排出係数	排出係数の単位	
燃料	原油(コンデンセートを除く。)	0.0187	t C/GJ	
	原油のうちコンデンセート(NG L)	0.0184	t C/GJ	
	揮発油(ガソリン)	0.0183	t C/GJ	
	ナフサ	0.0182	t C/GJ	
	灯油	0.0185	t C/GJ	
	軽油	0.0187	t C/GJ	
	A重油	0.0189	t C/GJ	
	B・C重油	0.0195	t C/GJ	
	石油アスファルト	0.0208	t C/GJ	
	石油コークス	0.0254	t C/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス(L P G)	0.0163	t C/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	t C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(L N G)	0.0135	t C/GJ
		その他可燃性天然ガス	0.0139	t C/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	t C/GJ
		一般炭	0.0247	t C/GJ
		無煙炭	0.0255	t C/GJ
	石炭コークス	0.0294	t C/GJ	
	コールタール	0.0209	t C/GJ	
	コークス炉ガス	0.0110	t C/GJ	
高炉ガス	0.0266	t C/GJ		
転炉ガス	0.0384	t C/GJ		
都市ガス	0.0138	t C/GJ		
熱	産業用蒸気	0.060	t CO ₂ /GJ	
	産業用以外の蒸気	0.057	t CO ₂ /GJ	
	温水	0.057	t CO ₂ /GJ	
	冷水	0.057	t CO ₂ /GJ	
電気	※	t CO ₂ /千kWh		

※ 電気の排出係数は、次の数値を使用するものとする。

- 1 電気事業者から供給された電気を使用している場合は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数
- 2 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、1に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数
- 3 1及び2の方法で算定できない場合は、1又は2の排出係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数

別表第3 工場等対策

業務部門

削減対策の区分		削減対策の内容
大分類	小分類	
	01 推進体制	A 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置、管理マニュアルの作成及び研修体制の構築など推進体制を整備すること。 A 年度計画等を定めて、温室効果ガ

11	一般管理 事項	の整備	<p>スの排出削減対策を計画的に推進すること。</p> <p>B 環境マネジメントシステムを導入し、第三者機関によるチェックが行われる仕組みを確立すること。</p>	13	ボイラー 設備、給 湯設備	03 冷却塔	<p>A 冷媒管に保温がされていない箇所について適切に保温を行うこと。</p> <p>B 冷却塔充填材の清掃を行うこと。</p> <p>B 冷却水ポンプへ回転数制御装置を導入すること。</p>	
		02 管理基準 の作成・ 変更	<p>A 温室効果ガスの排出削減対策を効率的に実施するための各種設備・機器の管理基準を作成すること。</p> <p>A 各種設備・機器の管理基準を定期的に見直し、更なる排出削減対策の推進につなげること。</p>			04 換気設備	<p>A 換気量、換気回数等を適正な値に設定するとともに、換気が不要な場合は換気停止を徹底すること。</p> <p>B 燃焼器具等の空気汚染源に対しては、局所排気設備を導入すること。</p> <p>B 駐車場においては、タイムスケジュール制御、CO₂又はCO濃度制御システムを導入すること。</p>	
		03 主要設備 等の保全 管理	<p>A 各種設備・機器の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、設備や機器の劣化状況や保守時期等を把握すること。</p> <p>A 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を行うこと。</p>			01 ボイラー	<p>A 空気比を最適に設定すること。</p> <p>A 燃焼制御装置の待機時消費電力の削減や予熱運転時間を短縮し、燃料消費量の削減を図ること。</p> <p>A ボイラーは、必要とされる温度、圧力等を踏まえた蒸気圧力及び温度に設定すること。</p> <p>A ボイラー水の水質管理を行うこと。</p> <p>A 負荷側の要求に応じたきめ細かな運転並びに起動時間（ウォーミングアップ運転）及び停止時間の適切な設定を行うこと。</p> <p>A 高い効率で運転できるようにボイラーの台数制御を行うこと。</p>	
		04 定期的な 計測、記 録	<p>A 管理基準を作成した各種設備・機器について、電力、流量、運転時間等の項目を定期的に計測して記録し、日報や月報等を作成して適切に管理すること。</p> <p>A 計画的に計測機器の整備を推進すること。</p>				02 給湯設備	<p>A 給湯温度を衛生上可能な範囲で低く設定すること。</p> <p>A 熱交換器に付着したスケールの除去を行うこと。</p> <p>A 冬期以外の期間においては、給湯が不要な配管系統を停止するとともに、時間、曜日、季節等によって給湯の起動時刻及び停止時刻を適切に変更すること。</p> <p>A 蒸気配管、バルブ類、熱交換器等の作動状況、目詰まり等について、保守点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>A 蒸気配管及びバルブ等の配管付属品からの蒸気の漏えい及び保温状態の保守点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>A 断熱がなされていない配管及びバルブ等の配管付属品について適切に保温を行うこと。</p> <p>B ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備へ更新すること。</p>
		05 エネルギー 使用量の 管理	<p>A エネルギー使用量について、年・季節・月・週・日・時間単位等の使用量及び負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。</p> <p>A エネルギー使用量の管理指標として、エネルギー消費原単位による管理を行うこと。</p>					01 照明設備
12	空気調和 設備、換 気設備	01 空気調和 設備	<p>A 運転時間の見直しを行い、空調負荷を軽減するとともに、室内温度条件を把握し、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度（冷房28℃程度、暖房20℃程度）を勘案し、設定すること。</p> <p>A 建物の予熱又は予冷時及び夏期又は冬期の外気取入量の適正化を図り、空調負荷を軽減すること。</p> <p>A 中間期の熱源の停止や、室内の混合損失の軽減対策を講じ、熱源エネルギーの削減を図ること。</p> <p>A 風量低下時のダクト内空気の水蒸気飽和による結露防止のため、給気の露点温度の制御を行うこと。</p> <p>A 冷房時の除湿制御による除湿・再熱運転の必要性を検討し、不要な場合は停止すること。</p> <p>A ファンベルト等付属品は、更新時にエネルギー効率の高いものを導入すること。</p> <p>B ヒートポンプ、蓄熱システム等の効率の高い設備やシステムを導入すること。</p> <p>B タイマー、人感センサー等によるON/OFF制御、CO₂センサー等による外気導入量制御を行うこと。</p> <p>B 空調機ファンへ回転数制御装置を導入すること。</p>	14	照明、昇 降機、動 力設備	02 昇降機	<p>A 昇降機は、夜間又は休日の稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、稼働台数制御するスケジュール管理を行うこと。</p> <p>A エスカレータは、適正な運転時間の設定、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を避ける</p>	
		02 冷凍機	<p>A 効率維持、向上のため、定期的な成績係数（COP）の確認を行うこと。</p> <p>A 熱交換器に付着したスケールの除去を行うこと。</p> <p>A 冷凍機の冷水出口温度、冷却水入口温度を適正な値に管理すること。</p>			02 昇降機	<p>A ポンプ類は、適正な水量及び揚程で運転すること。</p> <p>A 冷却塔冷却水の水質管理を行うこと。</p>	
			<p>A 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を行うこと。</p>					

15	受変電設備、BEMS	01	受変電設備	<p>こと。</p> <p>A 電気負荷状況を適切に把握するとともに、最大電力の抑制を図ること。</p> <p>A 夜間等不使用時間帯における変圧器の遮断等により無負荷損を低減すること。</p> <p>B 進相コンデンサを導入し、受電端における力率95%以上を維持するよう運用するとともに、設備の運転に合わせて調整を行うこと。</p> <p>B 負荷側の利用状況を検討した上で、変圧器の統合を行うこと。</p>	31	一般管理事項	03	主要設備等の保全管理	<p>推進につなげること。</p> <p>A 各種設備・機器の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、設備や機器の劣化状況や保守時期等を把握すること。</p> <p>A 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を行うこと。</p>
		02	BEMS	<p>B 電気使用設備や空調設備等を総合的に管理するビルエネルギー管理システムの採用を検討し、導入すること。</p>			04	定期的な計測、記録	<p>A 管理基準を作成した各種設備・機器について、電力、流量、運転時間等の項目を定期的に計測して記録し、日報や月報等を作成して適切に管理すること。</p> <p>A 計画的に計測機器の整備を推進すること。</p>
	01	発電専用設備	<p>A 発電専用設備は高効率運転を維持すること。</p>	05			エネルギー使用量の管理	<p>A エネルギー使用量について、年・季節・月・週・日・時間単位等の使用量及び負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。</p> <p>A エネルギー使用量の管理指標として、エネルギー消費原単位による管理を行うこと。</p>	
16	発電専用設備、コージェネレーション設備	01	コージェネレーション設備	<p>B コージェネレーション設備を導入する場合には、熱及び電気の将来の動向について検討を行い、年間を総合して排熱及び電気の十分な利用が可能であることを確認し、適切な規模とすること。</p>	32	燃料の燃焼の合理化	01	燃料の燃焼管理	<p>A 空気比を最適に設定すること。</p> <p>A 燃焼制御装置の待機時消費電力の削減や予熱運転時間を短縮し、燃料消費量の削減を図ること。</p> <p>A 熱効率改善のため、負荷率に応じた台数制御、適正な燃焼負荷の調整を行うこと。</p>
17	事務用機器、民生用機器	01	事務用機器	<p>A 不要時の電源遮断などにより、待機電力の削減を図ること。</p> <p>B 効率のよいOA機器への更新により、電気使用量を低減すること。</p>			01	加熱設備	<p>A 熱媒体による熱量の過剰供給をなくすよう、熱媒体の温度、圧力及び量を最適に設定すること。</p> <p>A 熱効率を向上させるよう、ヒートパターン(被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化)を改善すること。</p> <p>A 過大及び過小な負荷を避けるよう、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を最適に設定すること。</p> <p>B 設備の効率向上のため、高効率設備への負荷の平準化、高効率設備の導入、負荷の集約化などを行うこと。</p>
18	業務用機器	01	業務用機器	<p>A 冷凍庫及び冷蔵庫周辺の温度を適正な値に設定するとともに、冷凍庫及び冷蔵庫の扉の開閉回数の削減を図ること。</p> <p>A ショーケースの照明点灯時間、陳列・保管食材の量、温湿度等を適正設定・管理すること。</p> <p>A 冷凍庫及び冷蔵庫の断熱材、着霜制御装置等を良好な状態に維持すること。</p>	33	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	02	加熱工程のスケジュール管理	<p>A 加熱を反復して行う工程については、工程間の待ち時間を短縮すること。</p> <p>A 加熱等を行う設備で断続的な運転を行うものについては、運転の集約化を行うこと。</p>
19	建物	01	建物	<p>A ブラインド、カーテン等を適切に使用し、日光の入射熱を防止すること。</p> <p>B 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、壁面の断熱強化を図るとともに、屋上緑化等により屋上部の断熱性能の向上を図ること。</p> <p>B 大型扉等の開放時間の短縮化、開口部のビニールカーテン、エアカーテン、自動シャッターを設置すること。</p> <p>B 太陽熱利用設備を導入すること。</p> <p>B 太陽光発電設備を導入すること。</p> <p>B 雨水利用設備を導入すること。</p>			03	ボイラー	<p>A ボイラーの負荷を平準化し、急激な負荷変動を低減する等の措置をとること。</p> <p>A 台数制御は、各ボイラーの効率、特性及び蒸気需要側の利用パターンを把握し、ボイラー全体としての熱効率を高く維持すること。</p> <p>A ボイラー給水及びブロー水の水質管理により、伝熱管へのスケール付着及びスラッジ等の沈殿防止や過剰ブロー量による熱損失を低減させること。</p>

産業部門

削減対策の区分		削減対策の内容	
大分類	小分類		
	01	推進体制の整備	<p>A 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置、管理マニュアルの作成及び研修体制の構築など推進体制を整備すること。</p> <p>A 年度計画等を定めて、温室効果ガスの排出削減対策を計画的に推進すること。</p> <p>B 環境マネジメントシステムを導入し、第三者機関によるチェックが行われる仕組みを確立すること。</p>
	02	管理基準の作成・変更	<p>A 温室効果ガスの排出削減対策を効率的に実施するための各種設備・機器の管理基準を作成すること。</p> <p>A 各種設備・機器の管理基準を定期的に見直し、更なる排出削減対策の</p>

33	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	04	蒸気供給の管理	<p>A 設備休止時の蒸気元バルブの開閉確認を行うこと。</p> <p>A 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、不要時の蒸気バルブの閉止を行うこと。</p> <p>A 加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度の維持を行うこと。</p> <p>B 蒸気使用設備がボイラーから離れている場合は、輸送途中配管で乾き度の低下を招くので、ドレンセパレ</p>
----	-----------------	----	---------	--

34	05	冷凍機	<p>一タの導入等の適切な措置を講ずること。</p> <p>A 効率維持、向上のため、定期的な成績係数(COP)の算出などを行うこと。</p> <p>A 冷凍機の冷水出口温度、冷却水入口温度を適正な値に管理すること。</p> <p>A 冷却塔、熱交換器の効率低下防止のため、冷却水の水質管理や熱交換器のスケール除去を行うこと。</p> <p>B 冷却塔充填材の清掃を行うこと。</p> <p>B 冷却水ポンプへ回転数制御装置を導入すること。</p>	37	抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	01	変圧器	<p>A 変圧器の需要率を適正に維持するよう負荷の適正配分調整を行うこと。</p> <p>B 二次側に同じ変圧器が複数あり、その負荷を他の変圧器に移行できる場合は、軽負荷変圧器の負荷を移行統合すること。</p>	
			02			受電端力率の管理	<p>B 進相コンデンサを導入し、受電端における力率95%以上を維持するよう運用するとともに、設備の運転に合わせ調整を行うこと。</p> <p>B 進相コンデンサは、電気負荷設備の稼働状況に合わせた最適値の容量に変更すること。</p>		
			03			電力負荷の管理	<p>A 電気使用設備の稼働調整により、電気の使用を平準化して最大電流を低く抑えること。</p> <p>B 三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧及び相電流の均一化を目指し接続替えを行うこと。</p>		
	06	空気調和設備	<p>A 空気調和設備は、運転時間、室内の温湿度、換気回数等を使用状況に応じて最適に設定すること。</p> <p>B ヒートポンプ、蓄熱システム等の効率の高い設備やシステムを採用すること。</p> <p>B 熱需要の変化に対応可能な容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに分割制御できる設備を導入すること。</p> <p>B タイマー、人感センサー等によるON/OFF制御等、負荷変動に応じ効率の高い運転が可能となるシステムを導入すること。</p> <p>B 送風機及びポンプを負荷変動の大きな状態で使用するときは、回転数制御装置による変流量システム及び変流量システムを導入すること。</p>		01	換気設備	<p>A 換気設備は負荷の軽減のため、換気運転(期間、時間、回数)を使用状況等に応じて最適に設定すること。</p> <p>A 生産活動等に伴い発生する有害、汚染物質及び熱は、局所排気を有効に利用し排出すること。</p>		
			02		熱搬送設備	<p>A 熱搬送ポンプ負荷に応じた適正な流量とすること。</p> <p>B 熱搬送ポンプに台数制御装置、回転数制御装置等の導入を行うこと。</p>			
			03		ポンプ	<p>A 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合は、負荷の変動に応じた適正な状態になるよう吐出量及び圧力を調整すること。</p> <p>B 使用端の圧力及び流量を把握して吐出弁を適正に調節した運転を行うこと。</p> <p>B ポンプのON/OFF制御による総流量の削減を行うこと。</p> <p>B 台数制御や回転数制御、インペラカット等の手法を導入し、現状の負荷に適応したポンプ性能に変更すること。</p>			
	07	給湯設備	<p>A 給湯温度を衛生上可能な範囲で低く設定すること。</p> <p>A 給湯圧力を可能な限り低く設定すること。</p> <p>A 曜日、季節等によって給湯期間・起動停止時刻を短縮変更すること。</p> <p>B ヒートポンプ等省エネ型給湯器の導入と不要配管の除去等配管路の見直しを行うこと。</p>		38	電気の動力、熱等への変換の合理化に関する措置	01	排ガスの廃熱回収の管理	<p>B ボイラー及び工業炉は、可能な限り排ガスからの廃熱を回収し、廃熱回収率の向上を図ること。</p>
02			蒸気ドレンの廃熱回収の管理	<p>A 蒸気ドレンは、廃熱回収を行う温度、量及び性状の範囲を把握し、可能な限り廃熱回収を行うこと。</p>					
03			その他の廃熱回収の管理	<p>B 加熱された固体又は流体が有する顕熱、潜熱は可能な限り回収を行うこと。</p> <p>B 排熱を有効に活用できる場合には、熱回収型ヒートポンプを導入すること。</p>					
35	熱の動力等への変換の合理化	01	発電専用設備	<p>A 発電専用設備は高効率運転を維持すること。</p>			04	ファン及びブロワー	<p>A ファン及びブロワーは、所要使用端末圧力及び流量を把握して、適正な流量及び圧力に調整すること。</p> <p>A ファンベルト等付属品は、更新時にエネルギー効率の高いものを導入すること。</p> <p>B ファン及びブロワーは、操業状況を把握して、台数制御、ON/OFF制御、吸込ベンダンパー制御、回転数制御システムを導入し、運転時間や風量の削減を図ること。</p> <p>B 固定ダンパー制御から台数制御、インペラカット、プリーダウン等の手法を導入し、負荷の状態に応じた固有性能に変更すること。</p>
		02	コージェネレーション設備	<p>B コージェネレーション設備を導入する場合には、熱及び電気の将来の動向について検討を行い、年間を総合して排熱及び電気の十分な利用が可能であることを確認し、適切な規模とすること。</p>					
36	放射、伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	01	配管の管理	<p>A スチームトラップは、蒸気の漏洩及び閉塞を防止する管理を行うこと。</p> <p>A 熱使用設備、配管、バルブ等は、必要に応じて保温、保冷の強化を図ること。</p> <p>B 配管経路の合理化(経路の見直し、不要、重複配管の撤去)を行うこと。</p>			05	コンプレッサー	<p>A 生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。</p> <p>A 供給側と使用側とが緊密な連携を行うことにより、必要最低圧力を考慮し、吐出圧力の低減及び負荷の平準化を行うこと。</p> <p>A 吸込み空気温度、圧力の適正管理を行うこと。</p> <p>B 台数制御、回転数制御システムを導入し、負荷の変動に応じて最適な</p>
				<p>A 長期不使用の変圧器は、停止させること。</p>					

			稼働状態になるよう風量及び圧力を調整すること。 B 空気配管経路の見直しを行い、圧力損失の改善を図ること。 B 急激な圧力変動に対応するためのレシーバタンク（アキュムレータ）を導入すること。
06	電動機	A 電動機の空転（アイドリング）期間による電気の損失を低減するため、始動電力量との関係を勘案して適切に運転し、又は不要時の停止につなげること。 A 電動機の部分負荷における効率を考慮し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 B 高効率電動機を導入すること。	
07	電気炉	A 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、被加熱物の装てん方法を改善することにより、その熱効率を向上させること。 A 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じたヒートパターンとすることで熱効率の向上を図ること。	
08	電解設備	B 電解設備は、適当な形状及び特性の電極を導入し、電極間距離、電解液の濃度等を適正な値とし、導体の接触抵抗等を低減することにより、電解エネルギー効率を向上させること。	
09	照明設備	A 照度については、日本工業規格照度基準等の規格により視作業の状況、視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルとすること。 B 窓側の照明器具の別回路スイッチ化や照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置、適宜調光による減光又は消灯により過剰又は不要な点灯を削減すること。 B 磁気回路式安定器は、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子回路式安定器（インバーター）へ更新すること。 B 水銀灯は、高効率ランプに交換すること。	
10	事務用機器	A 不要時の電源遮断などにより、待機電力の削減を図ること。 B 効率のよいOA機器への更新により、電気使用量を低減すること。	
11	昇降機	A 昇降機は、夜間又は休日の稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、稼働台数制御するスケジューリング管理を行うこと。 A エスカレータは、適正な運転時間の設定、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を避けること。	
39	建物	01 建物 A ブラインド、カーテン等を適切に使用し、日光の入射熱を防止すること。 B 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、壁面の断熱強化を図るとともに、屋上緑化等により屋上部の断熱性能の向上を図ること。 B 大型扉等の開放時間の短縮化、開口部の垂れ幕、エアカーテン、自動シャッターの設置を図ること。 B 太陽熱利用設備を導入すること。 B 太陽光発電設備を導入すること。 B 雨水の利用設備を導入すること。	

- 備考 1 「A」は「運用対策」、「B」は「設備導入等対策」を指す。
2 「業務部門」は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における対策を指す。
3 「産業部門」は、備考2以外の工場等における対策を指す。

別表第4 自動車対策

削減対策の区分		削減対策の内容
大分類	小分類	
51 全事業者に共通する対策	01 推進体制の整備	A 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置、管理マニュアルの作成及び研修体制の構築など推進体制を整備すること。 A 温室効果ガスの排出削減対策を推進するため、エコドライブの責任者の設置やマニュアルの作成などにより、エコドライブ推進体制を整備すること。 B 環境マネジメントシステムを導入し、第三者機関によるチェックが行われる仕組みを確立すること。
	02 エネルギー使用に関するデータ管理	A 自動車ごとの走行距離、燃料消費量等のデータを定期的（月ごと、日ごとなど）に把握し、記録すること。
	03 自動車の適正な使用管理	A 使用目的に応じた適正な自動車を使用できるよう車両管理を行うこと。
	04 自動車の適正な維持管理	A 日常の点検・整備に関するマニュアルの作成や従業員の教育等を行うこと。 A 定期的にタイヤ空気圧の適正化、エアクリナーの清掃・交換及びエンジンオイルの交換など、自動車の適正な維持管理を行うこと。
	05 エコドライブの実施	A 自動車の使用に当たっては、急発進・急加速をしない、定速走行・経済走行の励行、アイドリングストップの実施、空ぶかしの排除、エンジンブレーキの多用、不要な積荷の抑制など、温室効果ガスの排出の少ないエコドライブに事業者全体で取り組むこと。 A 温室効果ガスの排出削減対策を推進するため、運転手に対するエコドライブの周知・教育を行うこと。 B デジタル式運行記録計の活用等により、エコドライブの確実な推進を図ること。
	06 低燃費車等の導入	B 輸送等の使用目的に応じた適正な車両を計画的に導入すること。 B 大型車から小型車への転換やトップランナー燃費基準達成自動車、アイドリングストップ装置装着自動車等の自動車を計画的に導入すること。
	07 CO ₂ 排出量の著しく少ない自動車の導入	B 電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等、温室効果ガス排出量が著しく少ない自動車の計画的な導入に努めること。
	01 効率的なルート・時間の選定等	A 事前に目的地までの効率的なルートを選定すること。 A 輸送回数の減少に資する輸送量に応じた自動車の使用を行うこと。 A 道路混雑時の輸送の見直しによる輸送の円滑化を図ること。

52	貨物輸送 に関わる 対策	02	共同輸送 の促進	B 他の事業者等と連携して、物資の集荷や配送等を共同で行い、又は、自動車や貨物を相互融通するなど、積載効率、輸送効率の向上を図ること。
		03	帰り荷の 確保等	A 輸送需要の的確な把握を行い、積み合わせ輸送の推進、帰り荷の確保等を実施し、積載効率、輸送効率の向上を図ること。
		04	ジャスト インタイム サービスの改善	B 関係者と十分な協議を行い、行き過ぎた多頻度・少量輸送、ジャストインタイムサービスの見直し、改善を行うこと。
		05	自家用貨物 自動車から 営業用貨物 自動車への 輸送転換 (自営転換)	B 少量の荷物を輸送するために自家用貨物自動車を使用している場合、効率的輸送の観点から見直しを行い、効率化ができる場合には、営業用貨物自動車による輸送へ転換すること。
		06	積載効率・ 運行効率の 向上に向けた 取組	A 輸送物品の重量、形状、特性を把握して最適な輸送ロットの決定を行うこと。 B 検品に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、ICタグの導入など検品の簡略化を図ること。 B 商品の標準化、商品荷姿の標準化により、積み合わせを容易にすること。
		07	モーダル シフトの 推進	B 貨物量の確保、トラックからの積み替えを行うための場所や運行スケジュールの調整などを行い、自動車輸送から鉄道及び船舶による輸送に転換すること。
		08	物流施設 の整備等	B 共同輸送等に対応するため、施設間の適正配置・集約化や荷受け、仕分け等の業務の効率化に配慮しつつ、物流拠点の整備を図ること。 B 荷捌き場、駐停車場所及び進入出路の整備を図ること。
		09	情報化の 推進	B 関係者と連携を図り、VICS(道路交通情報通信システム)等のシステムを活用した積載効率の向上等に資する情報システムの開発・導入に努めること。
		備考 「A」は「運用対策」、「B」は「設備導入等対策」を指す。		

別紙 エネルギー起源二酸化炭素排出量計算表の例

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			熱量A－ 熱量B ※1	二酸化炭 素排出量 (tCO ₂)
		数値A	単位	熱量A (G J)	数値B	単位	熱量B (G J)		
燃料	原油 (コンデンセートを除く。)		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート (NGL)		kl			kl			
	揮発油 (ガソリン)		kl			kl			
	ナフサ		kl			kl			
	灯油		kl			kl			
	軽油		kl			kl			
	A重油		kl			kl			
	B・C重油		kl			kl			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)		t			t		
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	原料炭		t			t		
		一般炭		t			t		
		無煙炭		t			t		
	石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
	高炉ガス		千m ³			千m ³			
	転炉ガス		千m ³			千m ³			
	都市ガス		千m ³			千m ³			
小計									
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	小計		GJ			GJ			
電気	一般電気事業者	昼間買電		千kWh		千kWh			
		夜間買電		千kWh		千kWh			
	その他	上記以外の買電		千kWh		千kWh			
		自家発電		千kWh		千kWh		※2	
	小計		千kWh		千kWh				
原油換算エネルギー使用量			kl						
合計二酸化炭素発生量									

※1 熱については、数値A－数値B

※2 自家発電について、販売されたものがある場合は、販売された電力に係わる二酸化炭素排出量に、－1を乗じた数値を「二酸化炭素排出量」欄に記入する。

神奈川県告示第551号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第18条第1項の規定により、建築物温暖化対策指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松 沢 成 文

建築物温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、特定建築主が特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

特定建築主は、条例第19条第2項の規定により、建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たって、同条

第1項第4号から第7号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

また、建築物の新築等をしようとする者(特定建築主及びこの指針が準用される建築主を除く。)及び建築物を所有し、又は管理する者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずる際にこの指針を参考にして取り組むものとする。

2 用語の意義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号。以下「規則」という。)で使用している用語の例による。

3 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置(条例第19条第1項第4号)

特定建築主は、特定建築物の新築等を行うに当たり、特定建築物の建設、利用、修繕、解体撤去に至るまでの間に排出される温室効果ガスの排出の抑制及び環境への影響の低減を図るため、次に掲げる各項目に係る地球温暖化対策の措置を検討するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

- (イ) 建築物の熱負荷抑制
- (ロ) 自然エネルギー利用
- (ハ) 設備システムの高効率化
- (ニ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

- (イ) 水資源保護
 - (ロ) 非再生性資源の使用量削減
 - (ハ) 汚染物質含有材料の使用回避
- ウ 敷地外環境の保全
- (イ) 地球温暖化への配慮
 - (ロ) 地域環境への配慮
 - (ハ) 周辺環境への配慮

(2) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価(条例第19条第1項第5号)

特定建築主は、県が提供する建築環境総合性能評価システム(以下「CASBEEかながわ」という。)を用いて特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価を行うものとする。

特定建築主は、CASBEEかながわを用いて作成した次のシートを「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置」及び「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価」として提出するものとする。

- ア 評価結果シート
- イ 重点項目シート
- ウ スコアシート

(3) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果(条例第19条第1項第6号)

特定建築主は、特定建築物のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる新エネルギー等を活用した設備機器につい

て、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討するものとする。

- ア 太陽光発電設備
- イ 太陽熱利用設備
- ウ 風力発電設備
- エ バイオマス発電・熱利用設備
- オ 水力発電設備
- カ 温度差熱利用設備(地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。)
- キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備
 - (イ) 自然光利用設備
 - (ロ) 日射熱利用設備
 - (ハ) 地中熱利用設備
 - (ニ) 自然換気設備
- ク 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具

4 特定建築物以外の建築物に係る計画書に関する事項

特定建築物以外の建築物であって規則第10条で規定する規模以上の建築物の新築等をしようとする者が条例第19条第3項の規定に基づき、計画書(特定建築物以外の建築物用)を作成して提出する場合は、この指針を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

神奈川県告示第552号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第24条第1項の規定により、建築物環境性能表示基準を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松 沢 成 文

建築物環境性能表示基準

1 目的

この表示基準は、神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。)第24条第1項の規定により、特定建築物の建築物環境性能表示の表示の方法に関する基準について必要な事項を定めるものである。

条例第19条第1項の規定により建築物温暖化対策計画書(以下「計画書」という。)を提出した計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うとき、若しくは他人に当該特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、条例第25条第1項又は第2項の規定により、この表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示し、又は表示させなければならない。

また、計画書提出特定建築主が条例第29条の規定により当該特定建築物に環境性能を示す表示を掲示するときは、この表示基準に基づき、掲示するものとする。

2 用語の意義

この表示基準において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号。以下「規則」という。)で使用する用語の例による。

3 特定建築物の環境性能の表示(条例第25条第1項及び第2項)

(1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第25条第1項又は第2項の規定により広告に表示し、又は表示させる建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策指針(平成21年神奈川県告示第551号)で定める県が提供する建築環境総合性能評価システム(以下「CASBEEかながわ」という。)を用いて行った評価結果に基づき、別表第1の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

(2) 様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び色指定は、第1号様式のとおりとする。

(3) 表示の方法

ア 建築物環境性能表示の広告中の表示は、広告の見やすいところに1箇所以上表示すること。

イ 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

(4) 広告面積の算定方法

ア 規則第15条第1号に規定する「広告に係る面積」は、一つの広告に特定建築物の広告とその他の建築物の広告(以下「他の広告」という。)が掲載されている場合は、当該特定建築物の広告に係る面積とする。

イ 特定建築物の広告と他の広告の境界が明確に区分されて

いない場合は、特定建築物の広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に最も近い文字又は記号等の、隣接する側の端と端の中間の位置を広告の境界として、面積を算定する。

4 特定建築物の環境性能を示す表示の掲示(条例第29条)

(1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第29条第1項の規定により掲示する特定建築物の環境性能を示す表示は、CASBEEかながわを用いて行った評価結果に基づき、別表第2の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

(2) 様式

特定建築物の環境性能を示す表示のデザイン、規格及び色指定は、第2号様式のとおりとする。

(3) 掲示の方法

ア 環境性能を示す表示の特定建築物への掲示は、条例第22条に規定する新築等の完了の届出をした日以降、当該特定建築物の見やすいところに掲示すること。

イ 環境性能を示す表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

5 特定建築物以外の建築物に係る建築物環境性能表示等の表示の方法に関する事項

条例第19条第3項の規定により計画書を提出した建築主が、条例第25条第4項の規定に基づき建築物環境性能表示を表示し、又は表示させる場合並びに条例第29条第3項の規定に基づき環境性能を示す表示を掲示する場合は、この表示基準を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

別表第1

CASBEEかながわによる建築物の環境性能の評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
地球温暖化への配慮のスコア値	1.2以下	地球温暖化防止対策	
	1.3以上1.7以下		
	1.8以上2.2以下		
	2.3以上2.7以下		
	2.8以上3.2以下		
	3.3以上3.7以下		
	3.8以上4.2以下		
	4.3以上4.7以下		
	4.8以上		 ※  は、左側の葉と茎の部分を塗りつぶすものとする。
ヒートアイランド現象の緩和のスコア値	1.2以下	ヒートアイランド対策	
	1.3以上1.7以下		
	1.8以上2.2以下		

	2.8以上3.2以下		
	3.3以上3.7以下		
	3.8以上4.2以下		
	4.3以上4.7以下		
	4.8以上		
			※  は、左側の葉と茎の部分を塗りつぶすものとする。
建築物の環境効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B- (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B+ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★

別表第2

CASBEEかながわによる建築物の環境性能の評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
建築物の環境効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B- (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B+ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★

第1号様式



備考 様式中「2×××」とあるのは、提出年度（西暦年）を表示すること。

【規格】 建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦37ミリメートル以上、横60ミリメートル以上とすること。

【色指定】

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） （C：96%，M：4%，Y：100%，K：1%）	基本（スミ 100%） （C：0%，M：0%，Y：0%，K：100%）
未得点星印（薄灰） （C：23%，M：16%，Y：13%，K：2%）	未得点星印（薄灰） （C：23%，M：16%，Y：13%，K：2%）
黒文字 （C：0%，M：0%，Y：0%，K：100%）	黒文字 （C：0%，M：0%，Y：0%，K：100%）
白文字 （C：0%，M：0%，Y：0%，K：0%）	白文字 （C：0%，M：0%，Y：0%，K：0%）

第2号様式



備考 様式中「2×××」とあるのは、提出年度（西暦年）を表示すること。

【規格】特定建築物の環境性能を示す表示の大きさは、縦150ミリメートル以上、横150ミリメートル以上（上部半円は直径150ミリメートル以上）とすること。

【色指定】

カラーに限る（4色分解による色指定）
基本（緑） （C：96%，M：4%，Y：100%，K：1%）
未得点星印（薄灰） （C：23%，M：16%，Y：13%，K：2%）
黒文字 （C：0%，M：0%，Y：0%，K：100%）
白文字 （C：0%，M：0%，Y：0%，K：0%）

神奈川県告示第553号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第33条第1項の規定により、特定開発事業温暖化対策指針を次のとおり定め、平成21年10月1日から施行する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松沢成文

特定開発事業温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。）第33条第1項の規定により、特定開発事業者が特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

特定開発事業者は、条例第34条第2項の規定により、特定開発事業温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たって、同条第1項第4号から第6号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

さらに、知事は、条例第39条第2項の規定により、特定開発事業者が提出した計画書の内容が、この指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号。以下「規則」という。）で定めるところにより、その計画書の内容の改善を求めることができるとしているので、特定開発事業者は、計画書の作成に当たって十分に留意するものとする。

2 用語の意義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び規則で使用する用語の例による。

3 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容（条例第34条第1項第4号）

特定開発事業者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容について、主に次の項目に関する検討を行うものとする。

ア エネルギー需給の把握

温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を検討するに当たり、特定開発事業完了後の開発区域（条例第34条第1項第2号に規定する区域をいう。以下同じ。）全体におけるエネルギー需要量等を予測するとともに、開発区域内及び周辺地域のエネルギー供給可能施設の有無を確認するなど、エネルギー需給に関する基本的な状況の把握に努めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出抑制のための配慮項目

特定開発事業の実施に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、次に掲げる項目（以下「環境配慮項目」という。）について配慮するものとする。

- (ウ) エネルギー使用の合理化
 - a 新エネルギー等の活用

- b エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進
- c 建築物の省エネルギーの促進

(イ) ヒートアイランド現象の緩和

- a 人工排熱の抑制
- b 地表面の改善
- c 風の道の確保

(ロ) 交通環境への配慮

- a 自動車利用の抑制
- b 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- c 自動車交通の円滑化

(ハ) 緑の保全と創出

- a 緑地の保全
- b 緑の創出

(ニ) 工事に係る配慮

- a 環境負荷の少ない資材の調達
- b 工事における二酸化炭素排出量の抑制

ウ 温室効果ガスの排出抑制のための措置

「別表第1 環境配慮項目と開発段階に応じた措置」及び「別表第2 排出抑制措置と取組の水準」に基づき、特定開発事業の内容や段階に応じて温室効果ガスの排出抑制のための措置を検討するものとする。

(イ) 開発段階に応じた措置の検討

措置の内容は、「別表第1 環境配慮項目と開発段階に応じた措置」をもとに、特定開発事業の段階に応じてその内容を検討するものとする。

a 土地利用計画／造成段階における措置

土地利用計画／造成段階においては、新エネルギー等の活用、地表面の改善、風の道の確保、緑地の保全、緑の創出などに関する措置を検討する。

b 街区整備段階における措置

街区整備（道路や水路等で区画された区域内の整備をいう。）段階においては、エネルギーの面的利用の促進、地表面の改善、自動車利用の抑制、自動車交通の円滑化、緑の創出などに関する措置を検討する。

c 交通計画／道路整備段階における措置

交通計画／道路整備段階においては、自動車利用の抑制、環境負荷の少ない自動車利用の促進、自動車交通の円滑化などに関する措置を検討する。

d 建築物建設段階における措置

建築物建設段階においては、新エネルギー等の活用、建築物の省エネルギーの促進、人工排熱の抑制、環境負荷の少ない自動車利用の促進、緑の創出などに関する措置を検討する。

(ロ) 排出抑制措置と取組の水準

措置の内容は、「別表第2 排出抑制措置と取組の水準」をもとに、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮し、環境配慮項目ごとに次に掲げる取組の水準を勘案して、検討するものとする。

a 基本的な取組の水準

基本的な取組の水準は、法令等により取組が義務付けられている又は一定の水準の確保が推奨されている取組であり、基本的な排出抑制措置として、積極的に取り組むものとする。

b 目標とする取組の水準

目標とする取組の水準は、法令等により定められている水準を上回る又は先導性が求められている取組であり、温室効果ガスの排出抑制効果が高いと見込まれる取組を中心に、積極的に取り組むよう努めるものとする。

(2) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果(条例第34条第1項第5号)

特定開発事業者は、特定開発事業のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる新エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討するものとする。

- ア 太陽光発電設備
- イ 太陽熱利用設備
- ウ 風力発電設備
- エ バイオマス発電・熱利用設備
- オ 水力発電設備
- カ 温度差熱利用設備(地中熱、温泉水、表層水等と外気の

温度差を利用する設備をいう。)

キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備

- (イ) 自然光利用設備
- (ロ) 日射熱利用設備
- (ハ) 地中熱利用設備
- (ニ) 自然換気設備

ク 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具

4 特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出(条例第35条)

特定開発事業者は、特定開発事業の進捗状況を考慮して、計画書に記載した温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を計画期間中に着実に実施するよう努めるものとし、開発事業計画を変更する場合には、必要に応じて温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置の内容を併せて見直すものとする。

5 指導、助言及び改善の求め(条例第39条)

知事が条例第39条第2項の規定により、計画書の内容の改善を求める場合の「著しく不十分であると認めるとき」の判断基準は、3(1)ウ(イ)に規定する「別表第2 排出抑制措置と取組の水準」のうち、「基本的な取組の水準」に掲げる措置が、合理的な理由がないにもかかわらず実施されないと認める場合とする。

別表第1 環境配慮項目と開発段階に応じた措置

環境配慮項目		温室効果ガスの排出抑制のための措置	開発事業の段階			
			土地利用計画/造成	街区整備	交通計画/道路整備	建築物建設
1 エネルギー使用の合理化	1.1 新エネルギー等の活用	・新エネルギー等の活用		○		○
		・革新的なエネルギー高度利用技術の導入			○	○
		・未利用エネルギーの活用	○	○		
	1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	○	○	○	
		・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化		○		
	1.3 建築物の省エネルギーの促進	・建築物におけるエネルギー需要の抑制				○
・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入					○	
・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化					○	
2 ヒートアイランド現象の緩和	2.1 人工排熱の抑制	・建築設備から大気への排熱量の低減				○
		・排熱負荷の平準化				○
	2.2 地表面の改善	・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	○	○	○	○
		・緑地や水面等の確保、日陰の創出	○	○		
	2.3 風の道の確保	・風の道に配慮した建築物等の配置	○	○		○
		・風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	○	○	○	
3 交通環境への配慮	3.1 自動車利用の抑制	・公共交通との連携		○	○	○
		・駐輪場の整備、自転車利用環境の整備		○	○	○
		・歩行環境の整備		○	○	
	3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	・電気自動車利用の促進			○	○
		・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進			○	○
	3.3 自動車交通	・交通計画の作成		○	○	

	の円滑化	・交通流の円滑化		○	○	○
		・駐車場の整備		○	○	○
4	緑の保全と創出	4.1 緑地の保全	・既存樹木、緑地の保全	○		
		4.2 緑の創出	・緑の創出	○	○	○
5	工事に係る配慮	5.1 環境負荷の少ない資材の調達	・製造/廃棄時のCO ₂ 排出量の少ない建設資材の使用	○	○	○
			・資材輸送における配慮	○	○	○
	5.2 工事におけるCO ₂ 排出量の抑制		・CO ₂ 排出量の少ない建設機械の使用	○	○	○
			・建設機械の使用時の配慮	○	○	○

備考 表中「○」印を付した措置が、該当する開発事業の各段階について検討、実施すべき措置であることを示す。

別表第2 排出抑制措置と取組の水準

環境配慮項目／ 温室効果ガスの排出抑制のための措置		取組の水準	
		基本的な取組の水準	目標とする取組の水準
1 エネルギー使用の合理化			
1.1 新エネルギー等の活用	・新エネルギー等の活用	・自然採光、自然通風等の積極的な活用を図ること。	・太陽光発電設備等、新エネルギー利用設備の導入を図ること。
	・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	—	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等エネルギー高度利用技術の導入を図ること。
	・未利用エネルギーの活用	—	・未利用エネルギーの積極的な活用を図ること。
1.2 エネルギーの面的利用の促進 ・開発区域内の省エネルギーの促進	・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	—	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入、面的な活用を図ること。 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化を図ること。 ・未利用エネルギーの積極的な活用を図ること。(再掲)
	・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	—	・開発区域内のエネルギーマネジメントシステムの導入を図ること。 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等により、開発区域内における電力・熱負荷の平準化を図ること。
1.3 建築物の省エネルギーの促進	・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化を図ること。 ・建築物への日射遮へいを図ること。 ・自然採光、自然通風等の積極的な活用を図ること。(再掲)	・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入を図ること。
	・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	—	・建築物における高効率なエネルギー利用設備(空調、給湯、照明)の導入を図ること。
	・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	—	・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入を図ること。 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等により、建築物における電力・熱負荷の平準化を図ること。
2 ヒートアイランド現象の緩和			
2.1 人工排熱の抑制	・建築設備から大気への排熱量の低減	・建築物の断熱化を図ること。(再掲) ・建築物への日射遮へいを図ること。(再掲)	・排熱量の少ない設備の導入を図ること。 ・排熱の低温化を図ること。 ・排熱の回収・再利用を図ること。
	・排熱負荷の平準化	—	・排熱する設備の位置や時間の分散を図ること。
2.2 地表面の改善	・人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用	・舗装等、人工被覆面積の縮小を図ること。	・保水性・透水性が高い被覆材等の選定を行うこと。
	・緑地や水面等の確保、日陰の創出	・芝生・草地・低木等の緑地の確保を図ること。 ・日除けの設置や植樹等による日陰	・芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保を図ること。

		の形成を図ること。	
2.3 風の道の確保	・風の道に配慮した建築物等の配置	—	・建築物の高さ、形状、位置等を工夫し、風の通り道の確保を図ること。
	・風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置	—	・芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地を設け、風の通り道の確保を図ること。
3 交通環境への配慮			
3.1 自動車利用の抑制	・公共交通との連携	—	・公共交通機関の利用環境整備を図ること。
	・駐輪場の整備、自転車利用環境の整備	・事業の目的・用途に応じた駐輪スペースを確保すること。	・自転車道の整備を図ること。
	・歩行環境の整備	・歩行者空間の整備を図ること。	・快適な歩行者空間の整備を図ること。 ・保水性・透水性が高い被覆材等の選定を行うこと。(再掲)
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	・電気自動車利用の促進	—	・電気自動車用充電インフラの整備を図ること。
	・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進	—	・天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備を図ること。
3.3 自動車交通の円滑化	・交通計画の作成	—	・交通需要を適切に予測し、交通計画を作成すること。
	・交通流の円滑化	・荷さばきスペースの確保等、開発区域内の交通流を妨げない措置を講じること。	・共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備を図ること。
	・駐車場の整備	・事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースを確保すること。	—
4 緑の保全と創出			
4.1 緑地の保全	・既存樹木、緑地の保全	・既存の樹木、緑地の保全を図ること。	—
4.2 緑の創出	・緑の創出	・街区や道路の緑化を図ること。 ・改変箇所における植生等の回復を図ること。	・建築物の屋上・外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化を図ること。 ・造成法面等、改変箇所において在来種による緑化を図ること。
5 工事に係る配慮			
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	・製造/廃棄時のCO ₂ 排出量の少ない建設資材の使用	・環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用を図ること。	—
	・資材輸送における配慮	・資材輸送における距離の最小化を図ること。	・モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段を選択すること。
5.2 工事におけるCO ₂ 排出量の抑制	・CO ₂ 排出量の少ない建設機械の使用	・低燃費型建設機械の積極的な利用を図ること。	—
	・建設機械の使用時の配慮	・アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作を徹底すること。	—